

令和7(2025)年10月採用 柏崎市建築住宅課公営住宅係 非常勤職員募集要項

- 1 募集人員 非常勤職員 1人
- 2 勤務場所 柏崎市役所 建築住宅課 公営住宅係 (柏崎市日石町2番1号)
- 3 職務内容 事務補助全般
- 4 任用期間 令和7(2025)年10月1日から令和8(2026)年3月31日まで
- 5 応募資格
 - ・年齢、性別、学歴は問いません
 - ・パソコンのワードやエクセルを使って、データ入力や文書の作成ができる人
 - ・市の臨時的任用職員または非常勤職員として通算5年間以上勤務した人であっても、応募することが可能です。
- 6 勤務時間・賃金等
 - (1) 勤務日 月曜日から金曜日まで(祝日を除きます。)
 - (2) 勤務時間 午前9時00分から午後5時00分まで(休憩時間60分)
 - (3) 報酬 月額148,700円
報酬支給日：翌月21日(同日が休日にあたる場合は、その直前の平日)
※1 任用開始月の報酬は翌月に支給します。(開始月は支給なし)
※2 欠勤した場合は、欠勤日数に応じ、欠勤分を差し引いて支給します。
 - (4) 期末・勤勉手当 報酬月額の間1.0月分を6月と12月にそれぞれ0.5月分ずつ、期末手当と勤勉手当を支給します。ただし、本応募における勤務期間の最初の支給月に当たる、令和7(2025)年12月は、任用から6か月を経過していないため、30%の支給となります。
 - (5) 費用弁償 通勤距離が片道2km以上の場合、通勤に係る費用弁償を支給します。支給額は通勤距離により異なります。
 - (6) 休暇 年次有給休暇は、採用時に6日付与します。
 - (7) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公災保険に加入します。
 - (8) その他 非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。
 - ・職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
 - ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
 - ・政治的団体に関与して一定の行為をすること
 - ・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
 - ・許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること 等

7 応募方法

次の書類を建築住宅課（市役所1階）に持参または郵送してください。

- ・市指定の履歴書
- ・ハローワーク柏崎の紹介状

※1 市指定の履歴書は、ハローワークに用意してあります。また、柏崎市ホームページからもダウンロードできます。

※2 提出書類に不備があるものは受付できません。また、提出された応募書類は返却しませんのでご了承ください。

8 申込期限

令和7（2025）年9月9日（火） 午後5時15分まで

※1 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。（土曜日・日曜日は除きます。）

※2 応募者多数の場合は、早目に締め切ることがあります。

9 選考方法

面接試験により選考します。面接時間は応募書類受付後にお知らせします。

- ・面接日 令和7（2025）年9月16日（火）午後2時から申し込み順
- ・面接会場 柏崎市役所4階4-2会議室

10 選考結果

選考の結果は、試験から10日以内に郵送でお知らせします。

11 申込先及び問合せ先

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所 建築住宅課（担当：村田・笹園）

TEL 0257-21-2290（直通） FAX 0257-24-7714